

審 第 1 7 9 2 号  
答 申 第 2 7 5 号  
令和3年9月28日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会  
会 長 中 曾 根 玲 子

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年3月13日付け〇〇児第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第260号

令和2年1月28日付けで審査請求人から提起された、令和2年1月24日付け〇〇児第〇〇号で行った自己情報部分開示決定及び同日付け〇〇児第〇〇号で行った自己情報不開示決定に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和2年1月24日付け〇〇児第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定1」という。）及び同日付け〇〇児第〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定2」といい、本件決定1と併せて「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- (1) 実施機関が本件決定1において不開示とした情報のうち、別表3に掲げる情報を開示すべきである。
- (2) 実施機関が本件決定1において不開示とした情報のうち前記(1)で開示すべきとした情報を除いた部分の判断及び本件決定2については、結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、未成年者である審査請求人の子（以下「本件児童」という。）の法定代理人として、令和元年12月18日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第2項の規定により、「平成〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇児童相談所内での〇〇の事、児童福祉児などとのやりとり（〇〇が付けていた日記も含む）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、条例第22条第2項の規定により、「量が多く年末年始をはさみ指定の日数では事務処理上困難」であることを理由として、決定期間を延長し、自己情報開示決定等期間延長通知書（令和元年12月27日付け〇〇児第〇〇号）により、審査請求人にその旨を通知した。
- (3) 実施機関は、本件開示請求に対し、別表1の番号1から61までの行政文書（以下「本件部分開示文書」といい、それぞれの行政文書を別表1の審議会による名称によって特定する。）に記録された個人情報を特定し、令和2年1月24日付けで本件決定1を行うとともに、別表2の番号1から4までの行政文書（以下「本件不開示文書」といい、本件部分開示文書と併せて「本件文書」という。また、本件不開示文書のそれぞれの行政文書を別表2の審議会による名称によって特定する。）に記録された個人情報を特定し、令和2年1月24日付けで本件決定2を行った。

- (4) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和2年1月28日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和2年3月13日付け〇〇児第〇〇号で審議会に諮問した。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

#### (1) 本件審査請求の趣旨

本件決定を取り消すとの裁決を求める（開示を求める）。

#### (2) 本件審査請求の理由

第1は「□□〇〇」が「△△〇〇」に変更になったのは令和〇〇年〇〇月〇〇日からです。この日以前は「□□〇〇」は正確な氏名です。

ところが開示された書類には〇〇年〇〇月の時点から「△△〇〇」となっています。この理由が分かりません。理由を明らかにして頂く事と、もし後から書き加えられたものであれば、その部分の開示を要求します。

第2は〇〇年の審判の書類によれば□□〇〇は児童相談所に一時保護された後、日記に「家に帰りたい。早く、〇〇の所に帰りたい」と毎日5行ほど書いていて、〇〇月中旬頃には「家に帰りたい」は2行程度になり、その後書かなくなったとしています。

この部分の□□〇〇の日記を開示する事は児童相談所の業務に支障をきたすこともないし□□〇〇の利益を害する事もないので開示を要求します。

第3は28条審判の際には開示できていた事もすべて黒塗りとなっている事です。

1度開示したものを黒塗りする必要はないのではと思います。

第4は経過報告書の書式は横書きの書類でした。それなのに今回の経過報告書は前回と違いすべて縦書きの書類でした。

元々ある書類ならば、わざわざ書式を直す必要などないと思います。

以上の事が大まかな理由です。

### 4 実施機関の弁明要旨

#### (1) 本件文書の特定及び内容について

##### ア 本件文書の特定について

本件開示請求を受け、本件文書を特定し、うち本件部分開示文書61件について本件決定1を行い、本件不開示文書4件について本件決定2を行った。

##### イ 本件文書の内容

- (ア) 本件文書1は本件児童に対して自身の状態を聞き取り、本件児童の状態を把握するための文書である。
- (イ) 本件文書2・61は本件児童の身体の状態を把握するための文書である。
- (ウ) 本件文書3・27・37・41・44は本件児童の日頃の行動を観察・記録し、本件児童の状態像を把握・評価し、援助方針を決定するために作成した文書である。
- (エ) 本件文書4・6・19・20・21・24・26・30・31・32・34・35・38・46・51・55・57・58は本件児童の援助方針を決定するための会議に必要な情報を記載した文書である。
- (オ) 本件文書5・10は本件児童の援助方針を決定するための会議に必要な情報を記載した文書である。
- (カ) 本件文書7・9は本件児童以外の人物との電話でのやり取りを記載した文書である。
- (キ) 本件文書8・45は本件児童の把握・評価に関する、他児童相談所からの文書および、所内での供覧文書である。
- (ク) 本件文書11・12・22・47・52・59は本件児童の件につき、関係機関等とのやり取りを記録した文書である。
- (ケ) 本件文書13・25・48・53は本件児童の援助方針を決定するための会議に必要な情報を記載した文書である。
- (コ) 本件文書14・28は本件児童の心身の状態を把握するために必要な情報を記載した文書である。
- (サ) 本件文書15・29は本件児童の心身状態を診断し、本件児童の状態を把握するための文書である。
- (シ) 本件文書16・23は本件児童の心理状態を診断し、本件児童の援助方針を決定するための会議に必要な情報を記載した文書である。
- (ス) 本件文書17・18・49・50・54は対象家庭における緊急度およびリスクを評価・判定した文書である。
- (セ) 本件文書33・40は対象家庭の把握・評価に関する文書あると同時に、本件児童の状態を把握するための文書である。
- (ソ) 本件文書36・39・43は本件児童の援助方針を決定するために必要な情報を記載した文書である。
- (タ) 本件文書42・56・60は本件児童の援助方針を決定するために必要な情報を記載した文書である。
- (チ) 本件文書62は本件児童が日常生活の様子や心情を記した文書である。
- (ツ) 本件文書63は本件児童の知的・心理的検査を行った文書である。

(テ) 本件文書 6 4 は上記 6 3 の検査の集計のための文書である。

(ト) 本件文書 6 5 は本件児童の心理治療の記録の文書である。

(2) 処分の理由

ア 不開示部分について

(ア) 本件文書 1 で不開示とした部分

本件文書 1 中のタイトル、児童氏名、生年月日、学校名を除く部分の内容は条例第 1 7 条第 6 号ハ及び第 1 7 条 7 号に該当するとして、該当部分を不開示としたものである。

(イ) 本件文書 2・6 1 で不開示とした部分

本件文書 2・6 1 中のタイトルを除く部分の内容は条例第 1 7 条第 6 号ハ、第 1 7 条 7 号に該当するとして、該当部分を不開示としたものである。

(ウ) 本件文書 3・2 7・3 7・4 1・4 4 で不開示とした部分

本件文書 3・2 7・3 7・4 1・4 4 中のタイトル、年月日、記録者を除く部分の内容は条例第 1 7 条 6 号ハ、第 1 7 条 7 号に該当するとして、該当部分を不開示としたものである。

(エ) 本件文書 4・6・1 9・2 0・2 1・2 4・2 6・3 0・3 1・3 2・3 4・3 5・3 8・4 6・5 1・5 5・5 7・5 8 で不開示とした部分

本件文書 4・6・1 9・2 1・2 6・3 0・3 1・3 4・4 6・5 1・5 5 中のタイトルを除く部分、本件文書 2 0 中の出席者と日付を除く部分、本件文書 2 4 中のタイトル・氏名・生年月日・性別・記録者を除く部分、本件文書 3 2 中の出席者を除く部分、本件文書 3 5・3 8 中の出席者・日付・時間を除く部分、本件文書 5 7 中の援助の選択から短期目標までの内容、本件文書 5 8 中の長期目標、短期目標の内容は、条例第 1 7 条 6 号ハに該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

(オ) 本件文書 5・1 0 で不開示とした部分

本件文書 5・1 0 中のタイトル・出席者と日付を除く部分は条例 1 7 条 6 号ハに該当するとして、該当部分を不開示としたものである。

(カ) 本件文書 7・9 で不開示とした部分

本件文書 7・9 中のタイトル、氏名、日時、受診者を除く部分は条例第 1 7 条第 2 号、条例第 1 7 条第 6 号ハに該当するとして、該当部分を不開示としたものである。

(キ) 本件文書 8・4 5 で不開示とした部分

本件文書 8・45 中の差出人、送信日時、宛先、受診者を除く部分については、条例第 17 条第 6 号ハに該当するとして、当該部分を不開示としたものである。

(ク) 本件文書 11・12・22・47・52・59 で不開示とした部分  
本件文書 11・12・22・47・52・59 中のタイトル、児童名、ケース番号、担当者、日時、記録者を除く部分は条例第 17 条第 2 号、条例第 17 条第 6 号ハ、条例第 17 条 7 号に該当するとして、当該部分を不開示としたものである。

(ケ) 本件文書 13・25・48・53 で不開示とした部分  
本件文書 13・25・48・53 中のタイトル、児童名、生年月日、日付、福祉司氏名を除く部分は条例第 17 条第 6 号ハに該当するとして、当該部分を不開示としたものである。

(コ) 本件文書 14・28 で不開示とした部分  
本件文書 14・28 中のタイトル、ファイル番号、依頼者、氏名、生年月日、性別、年齢、診察医を除く部分については、条例第 17 条第 6 号ハ、条例第 17 条 7 号に該当するとして、当該部分を不開示としたものである。

(サ) 本件文書 15・29 で不開示とした部分  
本件文書 15・29 中のタイトル、児童名、生年月日、診断年月日、医師名を除く部分は条例第 17 条第 7 号に該当するとして、当該部分を不開示としたものである。

(シ) 本件文書 16・23 で不開示とした部分  
本件文書 16・23 中のタイトル、児童名、生年月日、診断年月日、心理司名を除く部分は条例第 17 条第 7 号に該当するとして、当該部分を不開示としたものである。

(ス) 本件文書 17・18・49・50・54 で不開示とした部分  
本件文書 17・18・49・50・54 中の不開示部分はそれぞれのシートにおける評価部分であり、条例第 17 条 6 号ハに該当するとして、当該部分を不開示としたものである。

(セ) 本件文書 33・40 で不開示とした部分  
本件文書 33・40 中の報告者、タイトル、項目を除く部分は条例第 17 条 6 号ハ、第 17 条 7 号に該当するとして、当該部分を不開示としたものである。

(ソ) 本件文書 36・39・43 で不開示とした部分  
本件文書 36・39・43 中のタイトル、報告年月日、報告者を除く部分は条例第 17 条 6 号ハに該当するとして、当該部分を不開示としたものである。

(タ) 本件文書 4 2・5 6・6 0 で不開示とした部分

本件文書 4 2・5 6・6 0 中の日時を除く部分は、条例第 1 7 条第 6 号ハに該当するとして、当該部分を不開示としたものである。

(チ) 本件文書 6 2 は条例第 1 7 条第 6 号ハ、第 1 7 条第 7 号に該当するとして不開示としたものである。

(ツ) 本件文書 6 3 は条例第 1 7 条第 6 号ハ、第 1 7 条第 7 号に該当するとして不開示としたものである。

(テ) 本件文書 6 4 は条例第 1 7 条第 6 号ハ、第 1 7 条第 7 号に該当するとして不開示としたものである。

(ト) 本件文書 6 5 は条例第 1 7 条第 6 号ハに該当して不開示としたものである。

イ 条例第 1 7 条第 2 号該当性について

本件文書 7・9・1 1・1 2・2 2・4 7・5 2・5 9 の内容には審査請求人以外の個人名および当該個人とのやりとりの経過が記載されている。よってこれを開示することにより、審査請求人以外の特定の個人を識別しうるために、個人の権利利益を害するおそれがある。

ウ 条例第 1 7 条第 6 号ハ該当性について

本件文書 1 1・1 5・1 6・2 3・2 9 を除くすべての本件文書には、本件児童についての児童相談所内での調査や相談及び会議などの内容、関係機関への照会結果や、同機関との協議内容などが詳細に記載されている。よってこれらを開示することにより、現在継続中である本件児童のケースについて、業務の遂行に支障をきたすおそれがある。

エ 条例第 1 7 条第 7 号該当性について

本件文書 1～3・1 2～1 6・2 2～2 5・2 8・2 9・3 1・3 3・3 7・4 0・4 1・4 4・4 7・4 8・5 2・5 3・5 9・6 2～6 4 には、本件児童本人が一時保護されたとき以降の状態像や心理的状态、行動の様子などが詳細に記録されているものである。本件児童はその法定代理人である審査請求人から虐待を受けており、このような状況下で自己の情報を審査請求人が法定代理人として開示請求すること自体が本件児童の意思に反するものというべきである。よってこれらを開示することにより、未成年者である本件児童本人の権利利益を害するおそれがある。

(3) 弁明の内容

審査請求人は審査請求の理由を 4 点に分けて主張しているので、以下それぞれに反論する。

ア まず、開示書類の中で本件児童の氏の変更が行われたのは〇〇年〇〇月〇〇日であるのに、それ以前の日付部分にも変更後の氏が使用されて

いる点であるが、児童相談所の書類作成ソフトのシステム上、のちに氏を変更して入力をする、それ以前の日付の記録もすべて一括して氏の変更がなされてしまうためであり、記録内容については当時のものそのままである。

そしてその記録内容は上記不開示理由に該当するため、開示できない。  
イ 審査請求人が開示を求めているのは、本件文書62中の「家に帰りたい」と記載した部分であり、これを開示しても児童相談所の業務に支障をきたすものではなく、本件児童である未成年者本人の利益を害することもないため、条例第17条第6号ハにも第7号にも該当しない旨主張する。

しかしながら、審査請求人が主張する部分はその前後の文脈なども含めて未成年者の意図を示すものであり、当該部分のみを取り出しても文書の意味をなさないばかりか誤解を与えることもあり、心理的虐待を行っていた審査請求人に本件文書62を開示することは、今後の児童相談所のケースワークに非常に大きな影響を与え、おおいに支障をきたすものである。

また未成年者は当該日記は審査請求人に開示されることを想定していないため、本件文書62を開示することは未成年者の利益を害するおそれは大きい。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

ウ 審査請求人は児童福祉法28条審判の際に開示していた書類を不開示にしていると主張するが、具体的にどの文書をさすのか不明である。また、同じタイトルの文書であっても審判の際に提出した書類とは異なる文書もある。

エ 審査請求人は「(児童福祉法28条審判の際には)横書きの『経過報告書』であったのに今回部分開示したのは縦書きの『経過報告書』である」と指摘しているが、そもそも今回部分開示しているのは「経過記録」であり「経過報告書」ではない。

審判の際に弁護士が作成した「経過報告書」と今回部分開示した「経過記録」は全く別の文書であり、その内容は当該児童に関して関係機関等とのやり取り等が記載されており、開示することは児童相談所のケースワーク業務に支障をきたすものである。

## 5 審議会の判断

### (1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、前記2(3)のとおり本件部分開示文書に記録された個人情報等を特定して本件決定1で部分開示決定を行

うとともに、本件不開示文書に記録された個人情報を特定して本件決定2で不開示決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3のとおり、本件決定の取り消しを求めており、これは、実施機関が特定した個人情報以外に、本件開示請求に係り実施機関が保有する個人情報が存在するとの主張であり、また、実施機関が本件決定で不開示とした情報は開示すべきとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

審議会があらためて実施機関の保有する文書の探索を行わせたところ、本件文書に記録された個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を実施機関において保有作成していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定において本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も見受けられない。

(3) 本件決定1の不開示情報について

ア 一時保護児童入所時調査票（学童用）の不開示部分について

(ア) 本件文書1は、本件児童の状態を把握するために本件児童から聞き取った事項等を所定の調査票に記載して作成された文書であり、児童の一時保護に係る事務において作成されたものと認められる。

実施機関は、本件文書1で不開示とした情報について、条例第17条第6号ハ及び第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件文書1で不開示とした情報には、学校における担任の氏名及び性別並びに本件児童及び保護者の住所及び自宅の電話番号が含まれると認められる。

当該情報は、条例第17条に掲げる不開示情報のいずれにも該当しないから、開示すべきである。

なお、担任の氏名及び性別は、第三者の個人情報であって、同条第2号本文に該当するが、慣行として本件児童及び審査請求人が知ることができるものであり、同号ただし書イに該当し、同号の不開示理由には該当しない。

(ウ) 次に、当該調査票の各欄に項目として記載された情報は、児童を一時保護するに当たって把握することが必要な項目の名称を記載したものである。それが開示されたからといって、児童の一時保護に係る事務の公正又は円滑な遂行に支障を及ぼすおそれその他同条第6号ハにいうおそれがあるとはいえず、同号ハに該当しないと認められる。

また、本件開示請求は、未成年者の法定代理人が本人に代わって行う開示請求であるところ、当該情報を開示することにより本人の権利利益を害するおそれがあるとはいえないから、同条第7号に該当しないと認められる。

よって、当該調査票の各欄に項目として記載された情報は、開示すべきである。

(エ) 本件文書1で不開示とした情報のうち、その余の情報は、本件児童から聞き取り等して把握した情報が記載されている。

本件児童が審査請求人から虐待を受けたことが保護理由とされていることから、本件開示請求は、未成年者の法定代理人が本人に代わって行う開示請求であるところ、当該情報を開示することにより、それが審査請求人の行動に影響を及ぼし、本件児童の権利利益を害するおそれは十分に認められる。

そうすると、審査請求人と本件児童とで利益が相反することになるため、当該情報を条例第17条第7号に該当するとした実施機関の判断を否定することはできない。

イ 食物アレルギー問診票の不開示部分について

(ア) 本件文書2は、食物アレルギーの問診票であり、記入日、児童氏名及び記入者並びに食物アレルギーに関する質問及び回答から成り立っていると認められる。

実施機関は、本件文書2で不開示とした情報について、条例第17条第6号ハ及び第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件文書2で不開示とした情報のうち、記入日、児童氏名については、それが開示されたからといって、児童の一時保護に係る事務の公正又は円滑な遂行に支障を及ぼすおそれその他同条第6号ハにいうおそれがあるとはいえず、同号ハに該当しないと認められる。また、記入者についても、聞き取りを行った児童相談所の職員の氏名が記載されるものと認められるので、同じく同号ハに該当しないと認められる。

また、本件開示請求は、未成年者の法定代理人が本人に代わって行う開示請求であるところ、当該情報を開示することにより本人の権利利益を害するおそれがあるとはいえないから、同条第7号に該当しないと認められる。

よって、本件文書2で不開示とした情報のうち、記入日、児童氏名及び記入者の部分は、開示すべきである。

(ウ) 本件文書2で不開示とした情報のうち、質問の部分には、食物アレルギーに関する一般的な質問が記載されており、それが開示されたからといって、児童の一時保護に係る事務の公正又は円滑な遂行に支障を及ぼすおそれその他同条第6号ハにいうおそれがあるとはいえず、同号ハに該当しないと認められる。

また、本件開示請求は、未成年者の法定代理人が本人に代わって行う開示請求であるところ、当該情報を開示することにより本人の権利利益を害するおそれがあるとはいえないから、同条第7号に該当しないと認められる。

よって、本件文書2で不開示とした情報のうち、質問の部分は、開示すべきである。

(エ) 次に、本件文書2で不開示とした情報のうち、回答の部分は、本件児童から聞き取り等した内容が記載されている。

本件児童が審査請求人から虐待を受けたことが保護理由とされていることから、本件開示請求は、未成年者の法定代理人が本人に代わって行う開示請求であるところ、当該情報を開示することにより、それが審査請求人の行動に影響を及ぼし、本件児童の権利利益を害するおそれは十分に認められる。

そうすると、審査請求人と本件児童とで利益が相反することになるため、当該情報を条例第17条第7号に該当するとした実施機関の判断を否定することはできない。

#### ウ 行動記録等の不開示部分について

(ア) 本件文書3、37、41及び44の行政文書は、児童相談所における本件児童の行動を職員が観察・記録し、本件児童の状態像を把握・評価した行動記録であり、表形式で年月日、区分及び記録内容が各欄に分かれて記載され、記録内容欄には記録者の氏名も記載されているものと認められる。また、本件文書27は、行動記録から特定の複数日の記録内容を抜粋し、作成された行政文書と認められる。

実施機関は、本件文書3、27、37、41及び44で不開示とした情報について、条例第17条第6号ハ及び第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件文書3、37、41及び44の不開示部分のうち区分欄の部分には、該当する記録内容欄に記載される事項の区分を示す項目が記載されている。それが開示されたからといって、児童の一時保護に係る事務の公正又は円滑な遂行に支障を及ぼすおそれその他同条第6号ハにいうおそれがあるとはいえず、同号ハに該当しないと認められる。

また、本件開示請求は、未成年者の法定代理人が本人に代わって行う開示請求であるところ、当該情報を開示することにより本人の権利利益を害するおそれがあるとはいえないから、同条第7号に該当しないと認められる。

よって、区分欄の部分に記載された情報は、開示すべきである。

(ウ) 次に、本件文書3、37、41及び44の不開示部分のうち記録内容欄の部分及び本件文書27の不開示部分は、本件児童の行動を職員が観察・記録し、本件児童の状態像を把握・評価したものが記載されている。

児童の一時保護に係る事務は、児童や保護者に対する指導や一時保護その他の措置を行うことの判定を伴う事務であるところ、当該情報を開示すると、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなり、適切な援助方針の決定という児童保護業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を条例第17条第6号ハに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

#### エ 援助方針会議録等の不開示部分について

(ア) 本件文書4、6、19、20、21、24、26、30、31、32、34、35、38、46、51、55、57及び58は、本件児童の援助方針について関係職員が行った会議の結果を記載した援助方針会議録やそれに類する行政文書であると認められる。

実施機関は、これらの行政文書で不開示とした情報について、条例第17条第6号ハに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件文書6、30及び34の「7 次回報告日」欄には予定される次回の報告日が記載されているが、当該報告日は、その後に開催した会議の援助方針会議録に会議年月日として記載され、開示されていることから、これを不開示とする理由は認められず、開示すべきである。

(ウ) その余の記載については、職員がした本件児童についての評価等が記載されている。

当該情報を開示すると、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなり、適切な援助方針の決定という児童保護業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を条例第17条第6号ハに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

オ 本件児童ケースの対応の不開示部分について

(ア) 本件文書5及び10は、本件児童の一時保護について概要や対応方法等について整理した行政文書であると認められる。

実施機関は、これらの行政文書で不開示とした情報について、条例第17条第6号ハに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、当該情報を開示すると、今後、児童相談所が係わる事案があった場合に、保護者に児童相談所の介入を防ぐ行動を取らせる等、将来、児童相談所の業務の目的が達成できなくなるおそれがあると認められる。

よって、当該情報を条例第17条第6号ハに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

カ 電話相談記録票の不開示部分について

(ア) 本件文書7及び9は、関係者から電話で児童相談があったものを所定の記録票に記載して作成された電話相談記録票と認められる。

実施機関は、これらの行政文書で不開示とした情報について、条例第17条第2号及び第6号ハに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件文書7及び9で不開示とされた情報のうち、当該記録票の様式の部分は所定の様式であって、また、当該記録票の各欄に項目として記載された情報は、電話相談を記録する文書として通常記録すべき項目の名称を記載したものであって、それが開示されたからといって、児童の一時保護に係る事務の公正又は円滑な遂行に支障を及ぼすおそれその他同条第6号ハにいうおそれがあるとはいえず、同号ハに該当しないと認められる。

また、同条第2号にも該当しないから、開示すべきである。

(ウ) 次に、本件文書7及び9で不開示とされた情報には、相談を行った者を示す情報や、その者の住所が記載されていると認められる。

当該情報は、本件児童以外の個人に関する情報であって、本件児童以外の特定の個人を識別することができるものであるから、同条第2号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないから、同号の不開示理由に該当し、不開示が妥当である。

(エ) その余の記載は、職員が聞き取った相談の内容やそれに対して職員が行った助言等であると認められる。児童相談は、児童の生活等に関しての照会を受け、それに対して行う対処方法の回答等に係る事務で

あって、開示することにより、相談者が相談をためらうに至るおそれがあり、そうなった場合、児童相談所からの適切な助言に基づいて家庭が児童の生活上の課題へ対処することができなくなり、児童相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、条例第17条第6号ハに該当し、不開示が妥当である。

キ 電子メールを印刷して作成された行政文書の不開示部分について

(ア) 本件文書8は、職員が他の児童相談所から受信した電子メールを印刷して作成された行政文書であり、本件文書45は、職員が児童相談所内の職員に対して発信した電子メールを印刷して作成された行政文書であると認められる。

また、これらの行政文書で不開示とした情報は、電子メールの本文及び電子メールアドレスであると認められる。

実施機関は、これらの不開示とした情報について、条例第17条第6号ハに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、これらの行政文書で不開示とした情報のうち電子メールの本文については、本件児童又はその関係者の出来事について、職員が評価を交えて記載したものであると認められる。

当該情報を開示すると、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなり、適切な援助方針の決定という児童保護業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を条例第17条第6号ハに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) また、これらの行政文書で不開示とした情報のうち電子メールアドレスについては、審議会として、職権で同条第6号本文該当性を検討する。

当該電子メールアドレスは、職員個人に割り当てられた業務用電子メールアドレス又は所内の組織に割り当てられた業務用電子メールアドレスであり、県庁内の職員との間や、業務に関係する限られた者との間で使用されるものであって、一般には公開されていないものと認められる。

当該情報を開示すると、いたずら、偽計等に使用されるおそれがあり、そういった使用がされた場合、いたずら、偽計等を受けた者から問合せを受けるなど、県の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報は、条例第17条第6号本文に該当し、不開示が相当であり、当該情報を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

ク 経過記録等の不開示部分について

(ア) 本件文書11は、特定の複数日における関係者とのやり取りを記録した経過記録票であり、本件文書12、22、47、52及び59の行政文書は、本件児童との面接や記録者の観察による本件児童の様子・所見、関係者や関係機関とのやり取り等を記録した経過記録である。

これらの行政文書で実施機関が不開示とした情報は、記事欄の記載のうち本人以外の特定の個人の行為を記録した部分、本件児童の行動を記録した部分及び関係機関とのやり取り等を記録した部分であると認められる。

実施機関は、これらの情報について、本件文書11については、条例第17条第2号に該当し、本件文書12、22、47、52及び59については、同条第2号、第6号ハ及び第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、これらの行政文書の記事欄の記載のうち、本人以外の特定の個人の行為を記載した部分は、本人以外の個人に関する情報であって、本人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

そして、同号ただし書イ、ロ、ハ又はニに該当する特段の事情は認められない。

さらに、条例第18条第2項による開示について検討すると、当該部分は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述そのものであるため、同項による開示をすることはできない。

よって、当該部分は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

(ウ) これらの行政文書の記事欄の記載のうち、本件児童の行動を記録した部分には、職員が本件児童について評価した所見又は職員が観察した本件児童の様子が記録されていると認められる。

これらの情報を開示すると、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなり、適切な援助方針の決定という児童保護業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を条例第17条第6号ハに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(エ) これらの行政文書の記事欄の記載のうち、関係機関とのやり取り等を記載した部分は、本件児童を保護し、今後の対処方針を立てていく上で、関係機関に意見その他の情報を聞いた内容が記録されていると認められる。

当該情報を開示すると、関係者との関係に支障を生じることを関係機関がおそれる結果、実施機関への円滑な協力が得られなくなることは十分に想定される。また、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めた場合、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなることも十分に想定される。

そうすると、適切な援助方針の決定という児童保護業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を条例第17条第6号ハに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

ケ 児童福祉司意見等の不開示部分について

(ア) 本件文書13、25、48及び53は、児童福祉司が対処方針会議の資料として作成した児童福祉司意見であり、本件文書14及び28は、児童相談所が精神科嘱託医に診察を依頼するために作成した精神科嘱託医診察依頼票であると認められる。

実施機関は、これらの行政文書で不開示とした情報について、条例第17条第6号ハ及び第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、これらの行政文書のうち児童福祉司意見で不開示とした部分には、職員が把握した本件児童の保護案件の状況や方針が記録されていると認められる。

また、精神科嘱託医診察依頼票で不開示とした部分のうち記載内容の見出しを除いた部分には、本件児童の一時保護の経緯や児童相談所の所見、依頼の内容が職員の評価を交えて記載されていると認められる。

これらの情報を開示すると、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなり、適切な援助方針の決定という児童保護業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を条例第17条第6号ハに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 精神科嘱託医診察依頼票で不開示とした部分のうち記載内容の見出しの部分は、それが開示されたからといって、児童の一時保護に係る

事務の公正又は円滑な遂行に支障を及ぼすおそれその他同条第6号ハにいうおそれがあるとはいえず、同号ハに該当しないと認められる。

また、本件開示請求は、未成年者の法定代理人が本人に代わって行う開示請求であるところ、当該情報を開示することにより本人の権利利益を害するおそれがあるとはいえないから、同条第7号に該当しないと認められる。

よって、当該部分は、開示すべきである。

コ 医学診断票等の不開示部分について

- (ア) 本件文書15及び29は、精神科医師が作成した医学診断票であり、本件文書16及び23は、児童心理司が作成した心理診断票であると認められる。

実施機関は、これらの行政文書で不開示とした情報について、条例第17条第7号に該当して不開示が相当であると主張するが、審議会として以下、職権で同条第6号ハ該当性を検討する。

- (イ) 審議会で見分したところ、これらの行政文書で不開示とした部分のうち医学診断票に記載された当該診断票の記載内容の見出しを除いた部分は、精神科医師が本件児童を診断した結果等又は児童心理司が本件児童を診断した結果等が記録されていると認められる。

当該情報を開示すると、今後、関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなり、適切な援助方針の決定という児童保護業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

よって、当該情報は、条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当であり、当該情報を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

- (ウ) 医学診断票に記載された当該診断票の記載内容の見出しは、それが開示されたからといって、児童の一時保護に係る事務の公正又は円滑な遂行に支障を及ぼすおそれその他同条第6号ハにいうおそれがあるとはいえず、同号ハに該当しないと認められる。

また、本件開示請求は、未成年者の法定代理人が本人に代わって行う開示請求であるところ、当該情報を開示することにより本人の権利利益を害するおそれがあるとはいえないから、同条第7号に該当しないと認められる。

よって、当該部分は、開示すべきである。

サ 緊急度アセスメントシート等の不開示部分について

(ア) 本件文書17、49及び54は、所定の緊急度アセスメントシートであり、本件文書18及び50は、所定のリスクアセスメントシートであると認められる。

実施機関は、これらの行政文書で不開示とした情報について、条例第17条第6号ハに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、これらの行政文書のうち緊急度アセスメントシートで実施機関が不開示とした部分には、一時保護の必要性を判断するために記載された事項のうちどの事項に該当するかチェックするための欄や「YES」又は「NO」を選択する部分が記載されていると認められる。

また、リスクアセスメントシートで実施機関が不開示とした部分は、リスクを判断するために記載された事項ごとに、該当するか否か等をチェックするための欄であると認められる。

当該情報を開示すると、判断の適否をめぐって疑義が提出される等、混乱が生じ、また、今後、自分に有利な結果を得るために行動を取り繕う等して、客観的な評価が妨げられる結果、適切な援助方針の決定という児童保護業務の目的が達成できなくなるおそれや円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を条例第17条第6号ハに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

#### シ ヒヤリ・ハット体験報告書の不開示部分について

(ア) 本件文書33及び40は、本件児童に起こった出来事について今後の教訓とするために内容や対応方法を所定の様式にまとめたヒヤリ・ハット体験報告書であると認められる。

実施機関は、本件文書33及び40で不開示とした情報について、条例第17条第6号ハ及び第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件文書33及び40で不開示とされた情報のうち、当該報告書の様式の具体的内容欄にある当該欄にどのような事項を記載すべきかを示す記載は、このような報告書において通常記載すべき事項を示す記述であって、それが開示されたからといって、児童の一時保護に係る事務の公正又は円滑な遂行に支障を及ぼすおそれその他同条第6号ハにいうおそれがあるとはいえず、同号ハに該当しないと認められる。

また、本件開示請求は、未成年者の法定代理人が本人に代わって行う開示請求であるところ、当該情報を開示することにより本人の権利

利益を害するおそれがあるとはいえないから、同条第7号に該当しないと認められる。

よって、当該情報は、開示すべきである。

(ウ) その余の情報は、本件児童について発生した件について職員が評価を交えて記載したものであると認められる。

当該情報を開示すると、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなり、適切な援助方針の決定という児童保護業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を条例第17条第6号ハに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

#### ス 事故報告書の不開示部分について

(ア) 本件文書36、39及び43は、本件児童に起こった出来事についてその内容や対応方法について項目書きでまとめた事故報告書であると認められる。

実施機関は、本件文書36、39及び43で不開示とした情報について、条例第17条第6号ハに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、これらの情報は、本件児童について発生した件について職員が評価を交えて記載したものであると認められる。

当該情報を開示すると、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなり、適切な援助方針の決定という児童保護業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を条例第17条第6号ハに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

#### セ 本件メモの不開示部分について

(ア) 本件文書42及び56は、本件児童に起こった出来事についての関係者とのやりとりやその後の対応方針について記載された行政文書であり、本件文書60は、本件の一時保護に関連する出来事や関係者等の言動等が表形式に時系列で整列された行政文書であると認められる。

実施機関は、本件文書42、56及び60で不開示とした情報について、条例第17条第6号ハに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、これらの情報は、本件児童や関係者について発生した出来事について職員が評価を交えて記載したものであると認められる。

当該情報を開示すると、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなり、適切な援助方針の決定という児童保護業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を条例第17条第6号ハに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

ソ Viewアレルギー検査報告書の不開示部分について

(ア) 本件文書61は、本件児童に対して行ったアレルギー検査の結果報告書であると認められる。

実施機関は、これらの行政文書で不開示とした情報について、条例第17条第6号ハに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件文書61で不開示とされた情報の中には、当該アレルギー検査を行った病院名が記載された部分があると認められる。

当該情報を開示すると、当該医療機関が検査結果について疑義を受け等、その営業に支障を及ぼす可能性があり、そうすると、今後、当該医療機関から協力を得られなくなる結果、児童保護業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれは十分に認められる。

よって、当該情報を条例第17条第6号ハに該当するとした実施機関の判断を否定することはできない。

(ウ) 本件文書61で不開示とされた情報のうち、提出医及び担当者名が記載されている部分は、本人以外の個人に関する情報であって、本人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

そして、同号ただし書イ、ロ、ハ又はニに該当する特段の事情は認められない。

さらに、条例第18条第2項による開示について検討すると、当該部分は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述そのものであるため、同項による開示をすることはできない。

よって、当該部分は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当であり、当該情報を不開示とした実施機関の決定は、結論として妥当である。

(エ) 次に、本件文書61で不開示とされた情報のうち、病院名、提出医及び担当者名が記載されている部分以外の部分については、当該アレルギー検査は客観的に行われる一般的な検査であり、それが開示されたからといって、児童の一時保護に係る事務の公正又は円滑な遂行に

支障を及ぼすおそれその他条例第17条第6号ハにいうおそれがあるとはいえず、同号ハに該当しないと認められる。

なお、当該情報の中には、特定の法人の名称が記載された部分があり、当該特定の法人は、アレルギー検査の受託会社又はアレルギー検査報告書の様式を作成した会社であると認められる。

当該情報は、法人に関する情報であるが、同条第3号イ該当性について検討しても、それが開示されたからといって、当該法人の営業に支障を及ぼす等、その正当な利益を害するおそれがあるとはいえないから、同号イに該当しないと認められる。

よって、本件文書61で不開示とされた情報のうち、病院名、提出医及び担当者名が記載されている部分以外の部分は、開示すべきである。

#### (4) 本件決定2について

##### ア 日記について

(ア) 本件文書62は、本件児童が書いた日記であると認められる。本件文書62には、本件児童が記載した日々の出来事等と、職員が各日々の日記に対し、応答して記載した部分とで構成されていると認められる。

実施機関は、本件文書62について、条例第17条第6号ハ及び第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件児童が記載した部分はもとより、職員が記載した部分についても、日々、本人が目にしていただから、これが開示されたからといって、児童の一時保護に係る事務の公正又は円滑な遂行に支障を及ぼすおそれその他同条第6号ハにいうおそれがあるとはいえず、同号ハに該当しないと認められる。

しかし、本件児童が審査請求人から虐待を受けたことが保護理由とされていることから、本件開示請求は、未成年者の法定代理人が本人に代わって行う開示請求であるところ、当該情報を開示することにより、それが審査請求人の行動に影響を及ぼし、本件児童の権利利益を害するおそれは十分に認められる。

そうすると、審査請求人と本件児童とで利益が相反することになるため、当該情報を条例第17条第7号に該当するとした実施機関の判断を否定することはできない。

よって、当該情報を同号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

##### イ 心理検査用紙等について

(ア) 本件文書63は、本件児童に対して行った心理検査についての記録であり、本件文書64は、心理検査の結果を用いて分析等を行った集計結果票であり、本件文書65は、本件児童に対して行った心理療法における結果を記録した写真等であると認められる。

実施機関は、本件文書63及び64について、条例第17条第6号ハ及び第7号に該当して不開示が相当であり、本件文書65について、条例第17条第6号ハに該当して不開示が相当であるとする主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、実施機関が不開示とした情報は、本件児童に対して行った心理検査及び心理療法に係る記録であり、当該情報を開示すると、心理検査又は心理療法の内容や結果に対して疑義が提出される等、混乱が生じ、児童の一時保護に係る事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは十分に認められる。

よって、当該情報を条例第17条第6号ハに該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

#### (5) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

## 6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

### 審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 2年 3月 13日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和 3年 2月 22日	審議（令和2年度第 9回第2部会）
令和 3年 3月 22日	審議（令和2年度第10回第2部会）
令和 3年 4月 26日	審議（令和3年度第 1回第2部会）
令和 3年 5月 24日	審議（令和3年度第 2回第2部会）
令和 3年 6月 21日	審議（令和3年度第 3回第2部会）
令和 3年 7月 26日	審議（令和3年度第 4回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会（五十音順）

令和3年度第2回第2部会まで

氏名	職業等	備考
石井 徹哉	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部教授	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者

千葉県個人情報保護審議会第2部会（五十音順）

令和3年度第3回第2部会から

氏名	職業等	備考
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	部会長職務代理者
谷 麻衣子	弁護士	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長

別表 1

番号	行政文書	不開示部分	不開示理由	審議会による名称
1	一時保護児童入所時調査票（学童用）	面接者、児童氏名、生年月日及び学校名を除く部分	6号ハ該当、 7号該当	本件文書 1
2	食物アレルギー問診票	「食物アレルギー問診票」を除く部分	6号ハ該当、 7号該当	本件文書 2
3	行動記録（平成〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで）	「区分」欄	6号ハ該当、 7号該当	本件文書 3
		「記録内容」欄の記録者及び印鑑を除く部分	6号ハ該当、 7号該当	
4	【定例・臨時】援助方針会議録（平成〇〇年〇〇月〇〇日）	1～7までのタイトルを除く部分	6号ハ該当	本件文書 4
5	本件児童ケースの対応について（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け）	出席者と日付を除く部分	6号ハ該当	本件文書 5
6	【定例・臨時】援助方針会議録（平成〇〇年〇〇月〇〇日）	1～7までのタイトルを除く部分	6号ハ該当	本件文書 6
7	電話相談記録票（平成〇〇年〇〇月〇〇日）	決裁、相談年月日、時間、児童名、学年、年齢を除く部分	2号該当、6号ハ該当	本件文書 7
8	20〇〇年〇〇月〇〇日メール	メールアドレス及びメール本文	6号ハ該当	本件文書 8
9	電話相談記録票（平成〇〇年〇〇月〇〇日）	決裁、相談年月日、時間、児童名、学年、年齢を除く部分	2号該当、6号ハ該当	本件文書 9
10	本件児童ケースの対応について	日付を除く部分	6号ハ該当	本件文書 10
11	経過記録票（平成〇	「記事」欄の対応者、記	2号該当	本件文書 11

	○年○月○日 から平成○年○ 月○日まで)	録者を除く部分		
1 2	経過記録（平成○ 年○月○日から 平成○年○月○ ○日まで)	「記事」欄の記録者を除 く部分	2号該当、6 号ハ該当、7 号該当	本件文書1 2
1 3	児童福祉司意見（平 成○年○月○ 日)	児童名、日付及び児童福 祉司氏名を除く部分	6号ハ該当、 7号該当	本件文書1 3
1 4	精神科嘱託医診察依 頼票（平成○年○ ○月○日)	ファイル番号、氏名、生 年月日、依頼者、日付、 性別、年齢及び診察医を 除く部分	6号ハ該当、 7号該当	本件文書1 4
1 5	医学診断票（平成○ 年○月○日)	児童名、生年月日、日付 及び精神科医師名を除く 部分	7号該当	本件文書1 5
1 6	心理診断票（平成○ 年○月○日)	児童名、生年月日、日付 及び上席児童心理司氏名 を除く部分	7号該当	本件文書1 6
1 7	緊急度アセスメント シート（平成○年 ○月○日)	チェック欄及び緊急度項 目	6号ハ該当	本件文書1 7
1 8	リスクアセスメント シート（平成○年 ○月○日)	虐待の種類、子供の年 齢、虐待者、虐待の程度 の欄及びチェック欄	6号ハ該当	本件文書1 8
1 9	【定例・臨時】援助 方針会議録（平成○ 年○月○日)	1～7までのタイトルを 除く部分	6号ハ該当	本件文書1 9
2 0	○○緊急援助方針 （平成○年○月 ○日)	出席者と日付を除く部分	6号ハ該当	本件文書2 0
2 1	【定例・臨時】援助 方針会議録（平成○ 年○月○日)	1～7までのタイトルを 除く部分	6号ハ該当	本件文書2 1
2 2	経過記録（平成○	「記事」欄の記録者を除	2号該当、6	本件文書2 2

	年〇〇月〇〇日から 〇〇月〇〇日まで)	く部分	号ハ該当、7 号該当	
23	心理診断票（平成〇 〇年〇〇月〇〇日）	児童名、生年月日、日付 及び上席児童心理司氏名 を除く部分	7号該当	本件文書23
24	援助方針・判定会議 資料（平成〇〇年〇 〇月〇〇日）	タイトル、氏名、生年月 日、性別及び記録者を除 く部分	6号ハ該当、 7号該当	本件文書24
25	児童福祉司意見（平 成〇〇年〇〇月〇〇 日）	児童名、生年月日、日付 及び児童福祉司氏名を除 く部分	6号ハ該当、 7号該当	本件文書25
26	【定例・臨時】援助 方針会議録（平成〇 〇年〇〇月〇〇日）	1～7までのタイトルを 除く部分	6号ハ該当	本件文書26
27	「今週の行動記録で 気になった所」	児童名及び日付を除く部 分	6号ハ該当	本件文書27
28	精神科嘱託医診察依 頼票（平成〇〇年〇 〇月〇〇日）	ファイル番号、氏名、生 年月日、依頼者、日付、 性別、年齢及び診察医を 除く部分	6号ハ該当、 7号該当	本件文書28
29	医学診断票（平成〇 〇年〇〇月〇〇日）	児童名、生年月日、日付 及び精神科医師名を除く 部分	7号該当	本件文書29
30	【定例・臨時】援助 方針会議録（平成〇 〇年〇〇月〇〇日）	1～7までのタイトルを 除く部分	6号ハ該当	本件文書30
31	【臨時】援助方針会 議録（平成〇〇年〇 〇月〇〇日）	主訴内容	6号ハ該当、 7号該当	本件文書31
		2～7までのタイトルを 除く部分	6号ハ該当、 7号該当	
32	緊急援助方針会議	出席者を除く部分	6号ハ該当	本件文書32
33	ヒヤリ・ハット体験 報告書	具体的内容	6号ハ該当、 7号該当	本件文書33
34	【定例・臨時】援助 方針会議録（平成〇	1～7までのタイトルを 除く部分	6号ハ該当	本件文書34

	○年○月○日)			
35	○○緊急援助	出席者、日付及び時間を除く部分	6号ハ該当	本件文書35
36	事故報告書(平成○ ○年○月○日)	出席者、日付及び報告者を除く部分	6号ハ該当	本件文書36
37	行動記録(平成○○ 年○月○日)	「区分」欄	6号ハ該当、 7号該当	本件文書37
		「記録内容」欄の記録者を除く部分	6号ハ該当、 7号該当	
38	○○/○○緊急援助	出席者、日付及び時間を除く部分	6号ハ該当	本件文書38
39	事故報告書(平成○ ○年○月○日)	出席者、日付及び報告者を除く部分	6号ハ該当	本件文書39
40	ヒヤリ・ハット体験報告書	具体的内容	6号ハ該当、 7号該当	本件文書40
41	行動記録(平成○○ 年○月○日)	「区分」欄	6号ハ該当、 7号該当	本件文書41
		「記録内容」欄の記録者を除く部分	6号ハ該当、 7号該当	
42	メモ(平成○○年○ ○月○日)	日付及び時間を除く部分	6号ハ該当	本件文書42
43	事故報告書(平成○ ○年○月○日)	日付及び報告者を除く部分	6号ハ該当	本件文書43
44	行動記録(平成○○ 年○月○日)	「区分」欄	6号ハ該当、 7号該当	本件文書44
		「記録内容」欄の記録者を除く部分	6号ハ該当、 7号該当	
45	20○○年○月○ ○日メール	メールアドレス及びメール本文	6号ハ該当	本件文書45
46	【定例・臨時】援助方針会議録(平成○ ○年○月○日) (平成○○年○月○ ○日)	1～7までのタイトルを除く部分	6号ハ該当	本件文書46
47	経過記録(平成○○ 年○月○日から	「記事」欄の記録者を除く部分	2号該当、6 号ハ該当、7	本件文書47

	令和〇〇年〇〇月 〇〇日)		号該当	
48	児童福祉司意見（令 和〇〇年〇〇月〇〇 日）	児童名、生年月日、日付 及び児童福祉司氏名を除 く部分	6号ハ該当、 7号該当	本件文書48
49	緊急度アセスメント シート（令和〇〇年 〇〇月〇〇日）	チェック欄及び緊急度項 目	6号ハ該当	本件文書49
50	リスクアセスメント シート（令和〇〇年 〇〇月〇〇日）	虐待の種類、子供の年 齢、虐待者、虐待の程度 の欄及びチェック欄	6号ハ該当	本件文書50
51	【定例・臨時】援助 方針会議録（令和〇 〇年〇〇月〇〇日）	1～6までのタイトルを 除く部分	6号ハ該当	本件文書51
52	経過記録（令和〇〇 年〇〇月〇〇日から 〇〇月〇〇日まで）	「記事」欄の記録者を除 く部分	2号該当、6 号ハ該当、7 号該当	本件文書52
53	児童福祉司意見（令 和〇〇年〇〇月〇〇 日）	児童名、生年月日、日付 及び児童福祉司氏名を除 く部分	6号ハ該当、 7号該当	本件文書53
54	緊急度アセスメント シート（令和〇〇年 〇〇月〇〇日）	チェック欄及び緊急度項 目	6号ハ該当	本件文書54
55	【定例・臨時】援助 方針会議録（令和〇 〇年〇〇月〇〇日）	1～7までのタイトルを 除く部分	6号ハ該当	本件文書55
56	メモ（令和〇〇年〇 〇月〇〇日）	日付及び時間を除く部分	6号ハ該当	本件文書56
57	援助方針 子ども本人に対する 援助	援助の選択から短期目標 までの内容	6号ハ該当	本件文書57
58	家庭（養育者・家 族）及びその地域に 対する援助	長期目標及び短期目標の 内容	6号ハ該当	本件文書58
59	経過記録（令和〇〇 年〇〇月〇〇日から	「記事」欄の記録者を除 く部分	2号該当、6 号ハ該当、7	本件文書59

	〇〇月〇〇日まで)		号該当	
60	メモ（日時、出来事等を整理した表）	表のタイトル行を除く部分	6号ハ該当	本件文書60
61	Viewアレルギー検査報告書	「Viewアレルギー検査報告書」を除く部分	6号ハ該当	本件文書61

別表2

番号	行政文書	不開示理由	審議会による名称
1	日記	6号ハ該当、7号該当	本件文書62
2	心理検査用紙 19枚	6号ハ該当、7号該当	本件文書63
3	結果集計表 3枚	6号ハ該当、7号該当	本件文書64
4	心理療法記録 6枚	6号ハ該当	本件文書65

別表 3

行政文書	開示すべき情報
本件文書 1	学校における担任の氏名及び性別並びに本件児童及び保護者の住所及び自宅電話番号 一時保護児童入所時調査票の各欄に項目として記載された情報
本件文書 2	記入日、児童氏名及び記入者並びに食物アレルギーに関する質問の部分
本件文書 3、37、41 及び 44	区分欄
番号 6、30 及び 34	「7 次回報告日」欄
本件文書 7 及び 9	記録票の様式の部分 記録票の各欄に項目として記載された情報
本件文書 14 及び 28	記載内容の見出しの部分
本件文書 15 及び 29	記載内容の見出しの部分
本件文書 33 及び 40	報告書様式の具体的内容欄にある当該欄にどのような事項を記載すべきかを示す記載
本件文書 61	病院名、提出医及び担当者名が記載されている部分以外の部分